

令和元年 9 月 30 日

告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 1 号に基づき、横浜さくらボクシングジム（以下「横浜さくらジム」という）所属ボクサーである大保龍斗（ライセンスNo.42873）選手を嚴重注意処分とする。

理由： 横浜さくらジム大保龍斗選手は、令和元年 8 月 8 日の日本ライト・フライ級タイトルマッチの前日計量において計量失格となり試合をキャンセルさせた。

このことはスポーツとしてのボクシングの權威を著しく貶める行為であり、当財団は大保龍斗選手を嚴重注意処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、横浜さくらジムのクラブオーナーである平野美智子（ライセンスNo.46831）会長を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、平野会長が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション